

社会福祉法人県南ふくし会  
こもれびの杜短期入所生活介護運営規程  
( 小規模生活単位型短期入所生活介護事業 )  
(小規模生活単位型介護予防短期入所生活介護事業)

(この章の趣旨)

小規模生活単位型指定短期入所生活介護及び小規模生活単位型指定介護予防短期入所生活介護（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接してもうけられる共同生活室（当該居室の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入所者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる事業をいう。以下同。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章の定めるところによる。

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人県南ふくし会が設置経営する指定短期入所生活介護事業 こもれびの杜（以下「施設」という。）施設サービス利用計画書に基づき定められたもので入所者及び身元引受人（以下「入所者等」と言う。）と施設が摘要を受ける。

(基本方針)

第2条 本事業は、入所者一人一人の意志及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、利用前の居宅における生活と利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものである。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホームこもれびの杜
- (2) 所在地 大仙市飯田字堰東235番地

(入所定員)

第4条 施設の入所定員は20名とする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(ユニット)

#### 第5条 イ.居室

- (1) 1つの居室の定員は、1人とすること。入所者への指定短期入所生活介護サービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 居室は、いずれかのユニット上に属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。但し、1つのユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

ユニット	定員
1階 若竹	10名
1階 竹馬	10名

#### ロ.共同生活室

- (1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 必要な設備及び備品を備えること。

#### ハ.洗面設備

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

#### ニ.便所

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(職員の職種)

第6条 施設においては次の職種の職員をおく。なお、職員定数は、法令等による配置基準を下回らないものとし、必要に応じ理事長が定める。(別紙1)

- (1) 施設長
- (2) 医師(嘱託医)
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員
- (5) 看護職員
- (6) 栄養士又は管理栄養士
- (7) 機能訓練指導員
- (8) 介護支援専門員
- (9) 事務員
- (10) 調理員
- (11) 業務員
- (12) リネン業務員

(職務内容)

第7条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、理事長の命を受け、施設運営の責任者として、業務の遂行に当たるものとする。
- (2) 医師は主として、入所者等及び職員の診察及び健康管理並びに施設全般の保健衛生業務に従事する。
- (3) 生活相談員は主として、入所者等の生活相談全般、面接、身上調書の作成、家族等の各種相談に応ずる業務に従事する。
- (4) 介護職員は主として、入所者等の居室を中心とし、生活相談、介護（食事、入浴、排泄、整容等）の業務に従事する。
- (5) 看護職員は主として、入所者等に対する医師の診療補助及び看護並びに施設全般の保健衛生管理の業務に従事する。
- (6) 栄養士又は管理栄養士は主として、入所者等の栄養管理及び献立作成、栄養量計算、給食記録を行うほか、食品衛生管理全般にわたり業務に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は主として、入所者等の日常生活上の機能訓練を行う業務に従事する。
- (8) 介護支援専門員は主として、入所者等の介護サービス計画を立案するとともに、サービス全般の実施状況を把握し必要に応じて介護サービス計画の変更をする。
- (9) 事務員は主として、施設運営に関する庶務的な業務に従事する。
- (10) 調理員は主として、調理業務に従事する。
- (11) 業務員は主として、施設全般の営繕に従事する。
- (12) リネン業務員は主として、入所者の衣類の洗濯業務に従事する。

(事業の内容及び利用料等)

第8条 事業の内容は、次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載されている負担割合の額とする。ただし、保険適用外にかかるその他の経費については別に定める。

- (1) 入浴の介助
  - (2) 排泄の介助
  - (3) 食事の介助
  - (4) 余暇活動
  - (5) 機能訓練
  - (6) 緊急コール
  - (7) その他の日常生活の援助
- 2 次に掲げる費用の額を利用者から受けるものとする(別紙料金表参照)。
- (1) 居住費
  - (2) 食費
- 3 前項の利用料の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名、

押印を受けるものとする。

4 利用料の額は事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施地域は、旧大曲市地域とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

(1) 利用時の健康チェックにおいて、入浴が不相当と判断された場合は、清拭をもって対応する。また必要時は主治医の指示を仰ぐものとする。

(2) 主治医の指示等により必要な場合には、入居の中止及び医療機関の受診等の措置を講じる。受診時の付添は原則として入所者家族が行い、必要な費用は入居者が負担する。

(3) サービス利用時の投薬及び治療に必要な材料は入居者が準備する。

(4) 入所者等は次に定める事項を遵守すること。

イ. 避難訓練等に積極的に参加し、防災意識の高揚に努めること。

ロ. けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

ハ. 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃しないこと。

ニ. 指定した場所以外で火気を用いないこと。

ホ. 入所者間の金銭等の貸し借りをしないこと。

ヘ. 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害さないこと。

ト. 建物、設備、備品等を損傷しないこと。

(5) ご契約者又はご家族等が、サービス従事者又は他のご契約者等へのハラスメント行為により、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、改善が見られない場合は、利用中止とさせていただきます。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所は事業提供中に、入所者の状態に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力機関に連絡し指示を仰ぎ必要な措置を講じると共に、家族へその旨の報告を行う。

2 緊急時及び非常災害の状態については、随時管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

2 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置

を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従事者に対する研修を定期的な実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

#### (苦情処理)

第13条 入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、見やすいところに掲示する。

#### (協力病院との委託契約)

第14条 施設は入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力病院を定めておく。

- 2 施設はあらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

#### (非常災害対策)

第15条 施設は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、入所者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

- 2 防火訓練計画により年2回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (衛生管理)

第16条 施設は、入所者等の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具管理を適性に講ずるよう努めなければならない。

- 2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練を定期的な実施する。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第17条 施設職員は、その業務上知り得た入所者又は家族の秘密を漏らしてはいけない。また、その職を退いた後も同様とする。

- 2 個人情報の取扱いについては、別に定める社会福祉法人県南ふくし会個人情報管理規程によるものとする。

(虐待防止)

第18条 施設は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体的拘束)

第19条 入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行わない。但し、入所者又は他の入居者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、拘束・抑制禁止マニュアルに基づき行う。

- 2 施設は、身体的拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図るものとする。
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 介護職員その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(ハラスメント)

第20条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画)

第21条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は従事者に対し、事業継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、介護職員及び看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用1カ月以内。
- (2) 新任者研修 行政及び関係機関において行う時。
- (3) 継続研修 年1回以上随時。

2 施設は介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第23条 この規程に定める事項のほか、運営管理に必要な事項は、施設長が入所者等と協議のうえ、別に定めることができる。

#### 付 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- この規程は、平成15年9月1日から施行する。
- この規程は、平成16年3月4日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年10月1日から施行する。
- この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- この規程は、平成25年11月1日より施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。